

神奈川県美しい環境づくり推進協議会要綱

(設置)

第1条 神奈川県内における美化活動を効果的に推進するとともに、廃棄物の不法投棄（以下「不法投棄」という。）の一掃をめざすため、神奈川県美しい環境づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設ける。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 美化運動及び不法投棄対策を推進するための諸方策に関すること
- (2) その他美化運動及び不法投棄対策の推進に関する必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。

- (1) 市町村関係職員
- (2) 関係団体役員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募で選ばれた者
- (5) その他適当と認められる者

(役員)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長には環境部長をもってあて、副会長は委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(構成会議)

第7条 協議会は、専門的な事項を調査研究するため必要があると認める場合には、構成会議を置くことができる。

2 構成会議についての詳細は、別途定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、環境農政局環境部資源循環推進課に事務局を置く。

(委任規定)

第9条 この要綱で規定するもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。